

子家発 0720 第 5 号
子母発 0720 第 3 号
平成 30 年 7 月 20 日

都道府県
指定都市
各 中核市 児童福祉・母子保健主管部（局）長 殿
保健所設置市
特別区

厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長
（公印省略）
厚生労働省子ども家庭局母子保健課長
（公印省略）

養育支援を特に必要とする家庭の把握及び支援の更なる徹底について

児童虐待防止対策の推進に当たって、平素よりご尽力を賜り感謝申し上げます。

児童虐待については、児童相談所への児童虐待相談対応件数が年々増加の一途をたどっており、重篤な児童虐待事件も後を絶たないなど依然として深刻な社会問題となっている。

こうした中、本年 3 月に東京都目黒区で発生した児童虐待事案を受けて、6 月 15 日に「児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議」が開催され、子どもの命を守ることを何より第一に据え、すべての行政機関が、あらゆる手段を尽くすよう、緊急に対策を講じることとされたことを受けて、本日、「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」（平成 30 年 7 月 20 日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定）が取りまとめられたところである。

今回のような痛ましい事件が二度と繰り返されないよう、事態が深刻化・重篤化する前に、孤立しがちな子育て家庭を早期に発見し、必要な支援策につなげることが重要である。

児童虐待の早期発見・早期対応については、これまで各都道府県・市区町村の

児童福祉・母子保健主管部局長あてに「養育支援を特に必要とする家庭の把握及び支援の徹底について」（平成 25 年 6 月 11 日付け厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、母子保健課長通知）及び「養育支援を特に必要とする家庭の把握及び支援について」（平成 24 年 11 月 30 日付け厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、母子保健課長通知）により留意点をお示ししているところであるが、今回の痛ましい事件を重く受け止め、改めてこれらの通知に基づく取組の推進をお願いするとともに、下記の児童虐待の発生予防に係る取組を徹底するようお願いする。

また、都道府県においては管内市区町村及び関係機関に対して周知いただきたい。

さらに、本通知については、文部科学省と協議済みであることを申し添える。

なお、本通知は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言である。

記

1 保健・福祉サービスや学校保健を受けていない家庭など虐待発生リスクが高い家庭への対応

乳幼児健康診査、予防接種などの保健・福祉サービスや、就学時の健康診断などの学校保健において、受診勧奨を行っても未受診であるなど合理的理由なく受診しない子どもの家庭（兄弟姉妹が未受診の家庭も含む）については、虐待発生リスクが高く、支援について検討が必要な家庭と考えられる。このため、市区町村の母子保健担当部署及び教育委員会においては、こうした家庭への対応に関し、「養育支援を特に必要とする家庭の把握及び支援について」（平成 24 年 11 月 30 日付け厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、母子保健課長連名通知）及び「養育支援を特に必要とする家庭の把握及び支援の徹底について」（平成 25 年 6 月 11 日付け厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、母子保健課長連名通知）に基づく、児童虐待担当部署との情報共有、連携した支援について今一度点検・確認を行い、万全の体制を構築するようお願いする。

なお、児童虐待の早期発見の観点から、乳幼児健診の機会に子どもと会えなかった家庭に対して民生児童委員が訪問して子どもを現認し、それでも子どもと会えなかった場合には、保健師等による家庭訪問を継続して、全ての子どもの安全を現認し、必要に応じて、保健相談や子育て支援サービスにつ

なく取組を実施している自治体の事例を（別添3）に添付しているので、こうした取組も参考とされたい。

2 転居への対応等

- 支援を行っている家庭が他の自治体に転出する際には、次の点に留意すること
 - ・ 転居の場合、子どもの権利侵害に関する危機感が伝わらない危険があるため、必要に応じて児童相談所も同席の上で引継ぎを行うこと。さらに、必要に応じて、移管先の児童相談所間に引継ぎ状況の確認を行うこと。
 - ・ 転出元市町村の要保護児童対策地域協議会において、対象となる子どものケース管理を行っていた場合は、転出先市町村の要保護児童対策地域協議会においてもケース登録し、関係機関の連携・協力の下、必要な援助を継続すること。自治体間の危険度の認識の差をなくすため、ケース移管後、少なくとも1か月間は転出元の市町村の支援方針を継続する。1か月を経た時点で、転出先の市町村は新たな環境下での家族の状況等をアセスメントし、支援方針の継続・見直しについて検討すること。
- 通告後、48時間以内に対象となる子どもの目視確認ができず関係機関においても安全確認が行うことができないケースについては、児童福祉法第25条の7第1項第1号及び同条第2項第1号に基づく児童相談所への事案送致を行うこと。

（別添1）

「養育支援を特に必要とする家庭の把握及び支援の徹底について」（平成25年6月11日付け厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、母子保健課長通知）

（別添2）

「養育支援を特に必要とする家庭の把握及び支援について」（平成24年11月30日付け厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、母子保健課長通知）

（別添3）

こどもスマイル100%プロジェクトの取組（兵庫県明石市）

雇児総発 0611 第 1 号
雇児母発 0611 第 1 号
平成 25 年 6 月 11 日

各
都 道 府 県
指 定 都 市
中 核 市
保 健 所 設 置 市
特 別 区

児童福祉・母子保健主管部（局）長 殿

厚生労働省雇用均等・児童家庭局 総務課長
(公印省略)

母子保健課長
(公印省略)

養育支援を特に必要とする家庭の把握及び支援の徹底について

児童虐待防止対策の推進については、平素よりご尽力いただき感謝申し上げます。

さて、本年 4 月に神奈川県横浜市において、6 歳（当時）女児が虐待を受けて亡くなり、遺棄され、遺体が発見されるという痛ましい事件が発生したところである。

関係自治体が把握している情報などから、本児の家庭及び本児については、

- ・ 本児は就学時の健康診断未受診、また、きょうだいについては乳幼児健康診査が未受診であったこと
- ・ 本児は学齢期に至っても不就学であったこと
- ・ 住民基本台帳に登録されている自治体に居住実態がなく、本児の家庭及び本児の状況把握が困難であったこと

などの特徴が見受けられる。

これらの特徴を有する家庭は、虐待の発生リスクが高く、支援について検討が必要な家庭と考えられる。

養育支援を特に必要とする家庭の把握及び支援については、「養育支援を特に必要とする家庭の把握及び支援について」（別添 1、平成 24 年 11 月 30 日付雇児総発 1130 第 1 号、雇児母発 1130 第 1 号、厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、母子保健課長通知。以下「平成 24 年 11 月 30 日付通知」という。）等により留意点等を示しているが、今回の痛ましい事件を重く受け止め、改めてこれらの通知に基づく取組の推進をお願いするとともに、下

記のとおり、児童虐待の発生予防に係る取組に徹底を期されるようお願いする。併せて、本通知について、管内市町村（特別区も含む。以下同じ。）に対する周知徹底を図られたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言である。

記

1. 乳幼児等を対象とする保健・福祉サービスを受けていない家庭など、虐待発生のリスクが高い家庭への対応について

乳幼児等を対象とした保健・福祉サービス（乳幼児健康診査、予防接種、乳児家庭全戸訪問事業など）を受けていない家庭への対応については、平成 24 年 11 月 30 日付通知の 2 及び 4 において、当該家庭の把握及び情報の整理や養育支援を特に必要とする家庭に対する支援に係る留意点を具体的に示している。市町村におかれては、本通知に基づく各保健・福祉サービスの実施機関や市町村の関係部門と児童虐待担当部門との情報共有、要保護児童対策地域協議会における関係機関の情報共有・連携した支援、児童相談所との連携等に係る実施体制について今一度確認し、虐待の発生及び深刻化を予防するための体制の整備を推進されたい。

また、今般の事件の被害女兒については、学校保健安全法（昭和 33 年法律第 56 号）第 11 条で市町村の教育委員会に実施が義務付けられている就学時の健康診断が未受診であり、就学予定の学校関係者が保護者及び本児と接触できないまま、学齢期を迎えても不就学の状況となっていた。就学時の健康診断未受診の家庭についても、乳幼児健康診査未受診家庭と同様、合理的な理由なく受診しない家庭や、必要な調査を行っても居住実態が把握できない家庭は、虐待発生のリスクが高い家庭と考えられる。

このため、市町村の教育委員会から児童虐待担当部門に就学時の健康診断未受診の家庭に係る情報提供があった場合は、乳幼児健康診査未受診家庭と同様、平成 24 年 11 月 30 日付通知に準じて、対応に万全を期すようお願いする。

また、この他、虐待発生のリスクとして留意すべきポイントを「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について」（第 8 次報告）の「死亡事例等を防ぐために留意すべきポイント」（別添 2）で示しているところであるが、児童虐待担当部門以外の教育委員会をはじめとした児童の情報を取り扱う部門や要保護児童対策地域協議会の構成機関に対して、改めてこれを周知するなど、虐待の発生リスクが高い家庭の把握について、各関係部門・関係機関の意識向上に努めるとともに、当該家庭を把握した場合は児童虐待担当部門と速やかに情報共有を図るよう働きかけをお願いする。

2. 居住実態が把握できない家庭に関する情報共有について

市町村に住民登録があるにも関わらず居住実態が把握できない家庭の確認方法については、平成 24 年 11 月 30 日付通知の 2（2）において具体的に示しているが、まず、当該家庭が存在すること自体を速やかに把握することが必要である。このため、児童虐

待担当部門以外の教育委員会をはじめとした児童の情報を取り扱う部門に対して、当該家庭の存在を把握した場合にあっては、速やかに児童虐待担当部門と情報共有を図るよう、日頃から働きかけるなどの取組に努められたい。

3. 自治体間の情報交換について

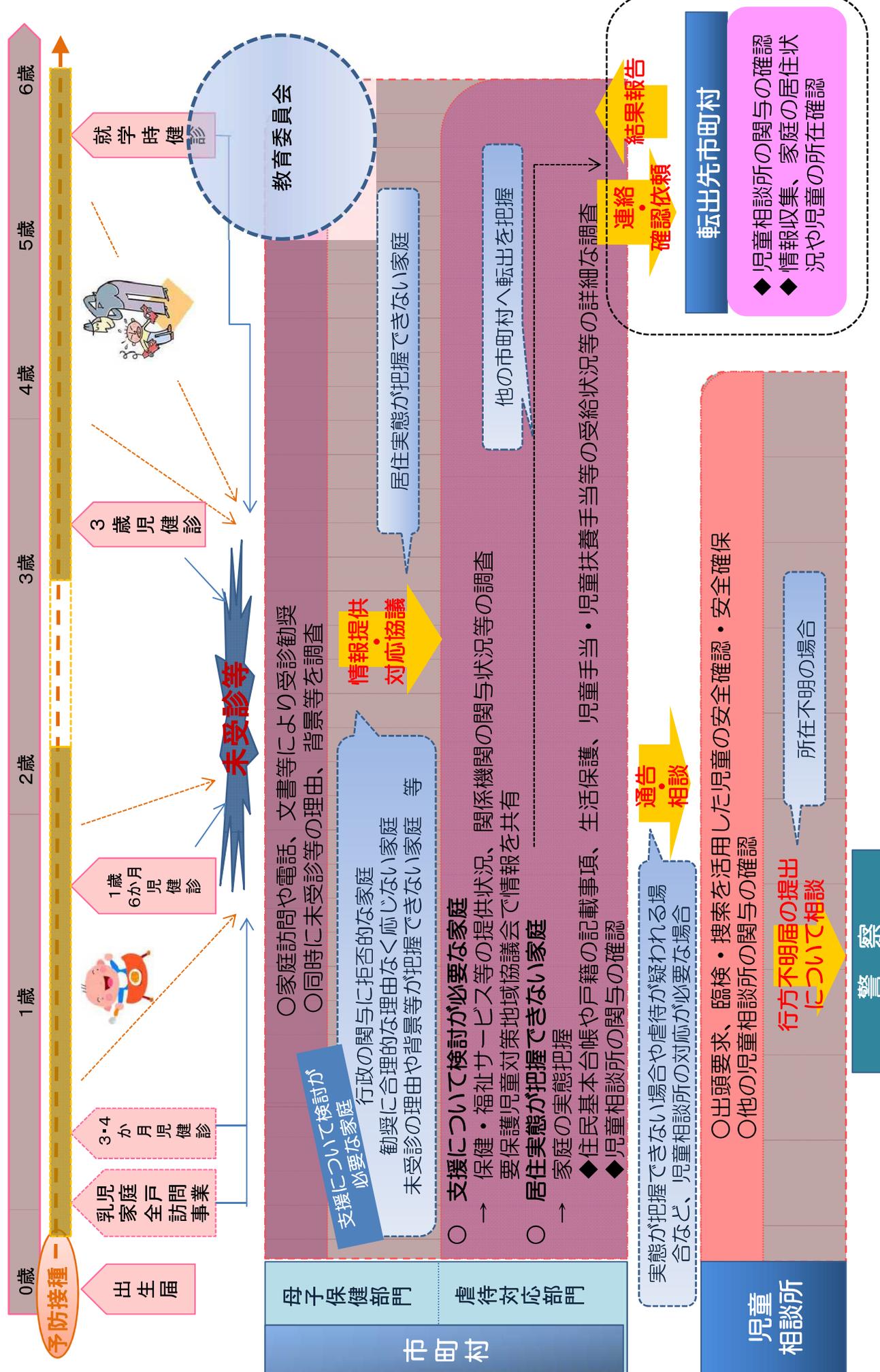
今般の事件の被害女兒は、就学時の健康診断が未受診であり、また、本児のきょうだいは乳幼児健康診査が未受診のまま他の自治体に転出していたが、これらの未受診情報が転出先自治体に伝わっていなかった。

支援中の家庭が他の市町村へ転出したことを把握した場合はもとより、支援に関して検討を要する家庭として情報収集を行っている家庭が他の市町村へ転出したことを把握した場合においても、転出先の市町村へ情報提供を行い、転出先市町村において継続的に対応していくことが必要である。転居家庭に係る自治体間の情報交換等については、平成24年11月30日付通知の2（3）、（4）、4（3）及び5において、具体的留意事項を示しているところであり、改めて留意するとともに、対応に遺漏なきようお願いする。

(参考)

養育支援を特に必要とする家庭の把握及び支援の流れ

居住実態が把握できない家庭など、虐待発生リスクが高い家庭について市町村の関係部門・関係機関で速やかな情報共有を図ることが必要



雇児総発 1130 第 1 号
雇児母発 1130 第 1 号
平成 24 年 11 月 30 日

各
都 道 府 県
指 定 都 市
中 核 市
保 健 所 設 置 市
特 別 区
児童福祉・母子保健主管部（局）長 殿

厚生労働省雇用均等・児童家庭局 総務課長

母子保健課長

養育支援を特に必要とする家庭の把握及び支援について

児童虐待防止対策の推進については、平素よりご尽力を頂き、感謝申し上げます。

さて、これまでも、養育支援を特に必要とする家庭の把握及び支援については、要保護児童対策地域協議会を活用するなどして御尽力いただいていたところである。

しかしながら、依然として児童虐待による死亡事例が発生しており、その中には虐待が疑われる段階に至る前から関係機関が情報を共有し、連携協力して支援を実施していれば、死亡に至らなかった可能性がある事例も存在していると考えられる。

このような状況を背景として、先般「『子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について（第8次報告）』を踏まえた対応について」（平成24年7月26日付け雇児総発0726第1号、雇児母発0726第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、母子保健課長通知）において、虐待の発生及び深刻化を予防するため、要支援児童や特定妊婦の家庭など、養育支援を特に必要とする家庭への早期からの支援が必要であり、要保護児童対策地域協議会を活用した継続的な支援を行うこと、また、特に乳幼児健康診査等を受けていない家庭等に対応することが重要である旨を示したところである。

今般、市区町村の児童福祉・母子保健等の関係部署、要保護児童対策地域協議会の調整機関等における養育支援を特に必要とする家庭の把握及び支援に関して、具体的に留意すべき事項について整理したので下記のとおり通知する。

貴職におかれてはこの内容を御了知いただくとともに、管下の児童相談所及び保健所並びに管内市区町村に周知を図り、対応に遺漏のないよう努められたい。

なお、本通知については、警察庁生活安全局、総務省自治行政局並びに法務省刑事局及び入国管理局と協議済みであることを申し添える。

また、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基

づく技術的助言である。

記

1 趣旨

児童虐待の発生予防のためには、要保護児童(*)の家庭のみならず、養育支援を特に必要とする家庭（要支援児童(*)又は特定妊婦(*)のいる家庭をいう。以下同じ。）についても、要保護児童対策地域協議会を活用し、継続的に状況の把握・分析や支援を行う必要がある。このため、要支援児童及び特定妊婦の把握及び支援の留意点について示すものである。

特に、乳幼児健康診査等の保健・福祉サービスを受けていないことについては、「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について」（第8次報告）において、死亡事例等を防ぐためにリスクとして留意すべきポイント（以下「留意すべきポイント」という。）として示されている（P69参照）ほか、乳幼児健康診査等の未受診等の家庭への対応について提言されている。このため、乳幼児等を対象とする保健・福祉サービスの未受診等の情報を基に養育支援を特に必要とする家庭を把握する方法を示すものである。

なお、「妊娠・出産・育児期に養育支援を特に必要とする家庭に係る保健・医療・福祉の連携体制の整備について」（平成23年7月27日付雇児総発0727第4号、雇児母発0727第3号、厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、母子保健課長通知）により示している妊娠期からの養育支援を特に必要とする家庭の把握と継続的な支援のための連携体制の整備についても引き続き推進されたい。

(*) 要保護児童、要支援児童及び特定妊婦の定義

（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第5項及び第8項）

- ・要保護児童：保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童
- ・要支援児童：保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童（要保護児童を除く。）
- ・特定妊婦：出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦

2 要支援児童の把握及び情報収集

乳幼児等を対象とする保健・福祉サービス（乳幼児健康診査、予防接種、乳児家庭全戸訪問事業など）は、児童の健康状態や母親等の育児の悩み等について確認し、必要な支援につなげる貴重な機会であって、児童が健やかに成長するために欠かせないものである。また、これらを受けていない家庭では、受けている家庭よりも虐待発生のリスクが高いものと考えられる。

このため、市区町村は、これらの未受診等の家庭（兄弟姉妹を含む。）の状況を把握し、勧奨により適切な受診等に結びつけるとともに、これらの保健・福祉サービスの提供を通じて、その後の支援について検討するために必要な情報を得ることが必要である。

その上で、支援に関して検討を要する家庭については、要保護児童対策地域協議会において関係機関で情報を共有し、支援の必要性や支援方針を協議する必要がある。

特に、家庭訪問等による勧奨にもかかわらず、合理的な理由なくこれらを受けない家庭や、必要な調査を行っても居住実態が把握できない家庭は、虐待発生のリスクが高い家庭として位置づけ、必要に応じ、児童相談所と対応や支援について相談・情報共有を行うなど児童相談所と連携して対応する必要がある。

このため、次のことに留意して対応されたい。

(1) 乳幼児健康診査未受診等の家庭の把握及び情報の整理

ア 乳幼児健康診査、予防接種、乳児家庭全戸訪問事業などの乳幼児等を対象とする保健・福祉サービスを受けていない乳幼児の家庭に対して、それらの実施機関において電話、文書、家庭訪問等により勧奨し、受診等に結びつけるよう努める。

その際、各保健・福祉サービスの実施機関は、未受診等の理由、背景等を調べ、これらの情報から、今後の支援や見守りについて検討が必要と考えられる家庭については、市区町村の児童虐待担当部門（以下「児童虐待担当」という。）に情報提供を行い、対応を協議する。

イ 支援について検討が必要な家庭としては、行政の関与に拒否的な家庭、勧奨に合理的な理由なく応じない家庭、未受診の理由や背景等が把握できない家庭、勧奨に応じるものの虐待発生リスクが高いと考えられる家庭（「留意すべきポイント」参照）などが想定される。保健・福祉サービスの実施機関において判断に迷う事例についても、児童虐待担当に情報提供を行う。

ウ 児童虐待担当においては、これらの家庭を支援につなげるため、当該児童に関する他の保健・福祉サービス等の提供状況、関係機関の関与の状況等の当該児童や家庭に関する情報を整理し、要保護児童対策地域協議会において関係機関でこれらの情報を共有する。

(2) 居住実態が把握できない家庭の確認

ア (1)の対応において居住実態が把握できない家庭については、児童虐待担当は、その所在を把握するため、児童相談所の関与について確認するとともに、住民基本台帳や戸籍の記載事項、生活保護、児童手当、児童扶養手当等の受給状況などについての関係機関への調査や、住民基本台帳、戸籍等から判明した親族、近隣住民等への調査などにより情報収集を行い、当該家庭の実態の把握に努める。

イ 市区町村は、アの情報収集を行っても実態が把握できない場合や、情報収集の結果、虐待が疑われる場合など、虐待のおそれがあり、児童相談所の対応が必要と考えられる場合には、児童相談所に対応を求める。

ウ 児童相談所は、出頭要求や臨検・搜索等の活用を含め、児童の安全確認・安全確保のための対応を行うとともに、必要に応じ、他の児童相談所と連携を図るなどして所在の確認に努める。

また、情報収集や児童相談所の対応の状況から必要があると認められる場合には、児童相談所から所在不明の児童の行方不明者届を提出することについて警察に相談する。

(3) 転出の情報等を把握した場合の対応

ア (2)アの情報収集の過程で、当該家庭が他の市区町村へ転出した旨の情報を得た場合には、転出先と考えられる市区町村に連絡し、当該家庭の居住実態の確認を依頼する。

依頼を受けた市区町村の児童虐待担当では、管轄の児童相談所の関与について確認するとともに、(2)アと同様の情報収集を行い、当該家庭の居住状況や児童の所在について確認し、その結果を依頼のあった市区町村の児童虐待担当に連絡する。

転出先と考えられた市区町村で居住実態が確認できなかった場合には、引き続き、依頼元の市区町村において実態把握に努める。

イ また、市区町村は、対象家庭に外国籍の者がいる場合や、対象家庭が外国に出国した旨の情報を得た場合は、必要に応じて、児童福祉法第25条の3の規定に基づき、照会目的及び根拠法令を明らかにした上で、要保護児童対策地域協議会から東京入国管理局へ当該家庭の出入（帰）国記録等の照会に係る協力を求めることができる。具体的な手続方法については、別添「出入（帰）国記録等に係る照会に当たっての留意事項」（平成24年6月法務省入国管理局）等を参照されたい。

なお、出国が確認できた場合でも、里帰り出産などのために一時的に外国に出国していると思われる場合には、帰国後の支援のため引き続き当該家庭の情報を管理する必要があることに留意する。

(4) 住民基本台帳に記録がない等により把握していなかった児童を発見した場合の対応

ア 市区町村は、当該市区町村の住民基本台帳に記録がない等により把握していなかった児童を発見した場合には、保護者に対し、転居歴、転入の届出をしていない理由などを確認した上で、転出前の市区町村に連絡し、当該児童の成育歴、保健・福祉サービス等の提供履歴の情報など当該家庭の支援に当たって必要となる情報の提供を受ける。その上で、要保護児童対策地域協議会において関係機関で情報共有するなどし、支援の必要性や支援の方針・内容を検討する。届出を行わないまま転出入を繰り返す家庭では、虐待発生リスクが高いと考えられることに特に留意する必要がある。

イ なお、当該市区町村に居住実態がある場合には、住民基本台帳担当部門と連携して適切に転入の届出を行うよう勧奨し、配偶者からの暴力等により、加害者に居住場所を知られることを危惧して届出を躊躇している場合には、暴力被害者等の保護のための住民基本台帳の一部の写しの閲覧や住民票の写し等の交付の制限措置が講じられる可能性もあることから、住民基本台帳担当部門に相談する。

ウ また、転出前の市区町村で当該家庭に係る(3)の確認作業を行っていた場合には、転出先の市区町村からの連絡を受けてこれを終結させるとともに、転出先の市区町村への情報提供に積極的に協力する。

3 特定妊婦の把握及び情報収集

児童虐待を予防するためには、市区町村が中心となり、妊娠期から、出産後の養育支援が必要な妊婦を把握し、要保護児童対策地域協議会において特定妊婦として支援対象に位置づけ、出産後の支援の体制を整えておく必要がある。

具体的には、望まない妊娠、若年の妊娠、精神疾患、支援者の不在などの妊婦に関する情報が重要であり、これらの情報を妊娠の届出から得た情報、医療機関から提供された情報、妊婦から妊娠・出産や出産後の子育ての相談を受けた関係機関の情報などから把握する。

これらの妊婦について、家庭訪問等により情報収集を行った上で、要保護児童対策地域協議会において関係機関で情報を共有する。

なお、医療機関との情報共有については、「児童虐待の防止等のための医療機関との

連携強化に関する留意事項について」(平成 24 年 11 月 30 日付け雇児総発 1130 第 2 号、雇児母発 1130 第 2 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、母子保健課長通知)を参照されたい。

4 養育支援を特に必要とする家庭に対する支援

上記 2 及び 3 により把握した家庭については、要保護児童対策地域協議会において養育支援の必要性や支援の内容を検討する。具体的な支援に当たっては、次のことに留意されたい。

(1) 要支援児童の家庭に対する支援

要支援児童の家庭への支援としては、市区町村が中心となり、保護者の子育ての負担を軽減するため、定期・不定期の来訪による相談支援等を行うほか、必要に応じ、新生児訪問、養育支援訪問事業を始め、保育所、子育て短期支援事業(ショートステイ)、一時預かり事業などの地域の子育て支援の事業を活用して支援を行う。

児童虐待担当においては、児童虐待の予防の観点から、これらの事業等を活用することを要保護児童対策地域協議会において検討されたい。

また、要保護児童対策地域協議会の調整機関は、要支援児童の家庭に対する支援の状況、行政サービスの提供状況等の情報について一元的、継続的に把握・記録し、要保護児童対策地域協議会における支援に活用する。

(2) 特定妊婦の家庭に対する支援

特定妊婦の家庭への支援としては、市区町村が中心となり、必要に応じ、妊婦訪問指導や養育支援訪問事業などにより、配偶者・パートナーやその他の家族も含め、出産後の準備、養育方法の指導等を行う。

また、出産後の支援の方針・内容、関係機関の役割分担等について出産前から関係機関で協議し、速やかに支援を開始できるように準備しておく。

さらに、必要に応じ、児童相談所と連携して乳児院への入所、里親委託、養子縁組等の社会的養護関連の制度についても妊婦等に情報提供し、関係機関と必要な対応を検討する。

(3) 支援中の家庭が転居した場合の対応

支援中の家庭が転居した場合には、当該家庭が引き続き支援を受けられるよう、支援をしていた市区町村は、転居先の市区町村に連絡し、支援に必要な情報を提供するなど引継ぎを行う。

転居先の市区町村では、提供を受けた情報を要保護児童対策地域協議会において関係機関で共有し、支援の必要性や支援の方針・内容を検討する。

また、転居先が不明な場合には、2(2)の対応をとる。

(4) 児童相談所による対応

児童相談所は、要保護児童対策地域協議会を通じて要支援ケースを把握するだけでなく、児童相談所による専門的な対応が必要と考えられる場合や、関係機関から児童相談所の対応を求められた場合などには、児童相談所として積極的に対応する。

5 自治体間の情報交換・共有と守秘義務及び個人情報保護との関係

転居事例の家庭状況やこれまでの支援の経緯を把握するためには、転居前後の自治体が連携して対応することが不可欠であるが、自治体間で個別事例に関する情報交換・共有を行うことが、守秘義務や個人情報保護に関する規定に抵触する可能性があるとの懸念により、自治体間の連携に積極的でない自治体があるとの指摘もある。児童虐待の防止等のために必要かつ相当な範囲で行う自治体間の情報共有については、以下のとおり基本的に守秘義務や個人情報保護に係る規定違反とはならないため、改めてこれに留意し、自治体間で積極的かつ適切な情報交換・共有に取り組まれない。

(1) 自治体職員の守秘義務に係る規定

自治体の職員については、地方公務員法第 34 条において守秘義務が規定されており、職務上知り得た秘密を漏らした場合には刑事罰の対象となるが、法令に基づく行為など正当な行為である場合には守秘義務違反の罪は成立しない（参考：刑法第 35 条）。

この点、児童虐待の防止等のための自治体間の連携に関しては、児童虐待防止法第 4 条第 1 項において「関係機関及び民間団体の間の連携の強化」が明記されているほか、転居事例の際などに自治体間で情報交換・共有ができることを明確にするため、同法第 13 条の 3 においては、地方公共団体の機関は他の市町村の長等からの求めに応じ、児童虐待の防止等に係る児童、保護者その他の関係者に関する資料又は情報を提供できることが規定されており（参考：児童相談所運営指針第 3 章第 1 節 4 (9)）、このような児童虐待の防止等のための自治体間の情報提供は、法令に基づく行為であり、必要かつ社会通念上相当と認められる範囲で行われる限り正当な行為に当たることから守秘義務違反とはならない。

(2) 自治体職員に関する個人情報保護に係る規定

各自治体において定められている個人情報保護条例においては、個人情報の目的外の使用及び第三者提供が禁止されているが、これらの除外規定として、法令に定めがあるとき等が定められていることが一般的である。自治体間の児童虐待の防止等に係る情報提供が、各自治体において目的外の第三者提供に当たると解される場合であっても、児童虐待防止法第 13 条の 3 に基づく行為であるため、法令に定めがあるときに該当し、このような除外規定がある場合には条例違反とはならない。

出入（帰）国記録等に係る照会に当たっての留意事項

平成 2 4 年 6 月

法務省入国管理局

平成 2 4 年 7 月 9 日，出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（以下「改正法」といいます。）が施行され，これに伴い，外国人登録法が廃止されます。

同日以降の出入（帰）国記録等に係る照会に当たっての留意事項は下記のとおりですので，御協力をお願いします。

記

1 照会窓口等

(1) 照会担当窓口

東京入国管理局調査企画部門

(2) 照会書の送付先

〒 1 0 8 - 8 2 5 5

東京都港区港南 5 - 5 - 3 0

東京入国管理局（出入・登録照会担当）

(注 1) 封筒の宛先に「出入・登録照会担当」を必ず記載願います。

(注 2) 郵券を貼り，返送先を明記した返信用封筒を必ず同封願います。

(注 3) 電話による照会の受付け，回答は一切行っておりません。また，進捗状況に関する問い合わせは業務処理を遅延させる原因となっており，御遠慮願います。

(注 4) 持ち込みによる照会は受け付けていません。

(3) 照会書の宛先

東京入国管理局長

(注) 照会の宛先は「調査企画部門（首席入国警備官）」ではなく，必ず「東京入国管理局長」としてください。

(4) 照会の対象となる記録等

① 日本人出帰国記録

- ② 外国人出入国記録
- ③ 外国人登録記録
- ④ 外国人登録原票の写し

(注) 外国人登録原票は、改正法の施行後、市区町村から法務省に対し送付されることになっていますが、市区町村から送付があるまでは、外国人登録原票の写しに係る照会に対して回答することはできません。

また、市区町村から送付があった後も、外国人登録原票を抽出するシステムの構築が終了する平成24年末までの期間は、手作業により抽出作業を行う必要があるため、回答まで通常よりも期間を要します。

2 照会にあたっての留意事項

(1) 共通事項

- ア 照会者の官職・氏名を記載し、公印を押印した公文書により照会願います。公印が押印されていない文書は返戻させていただいています。次用紙及び添付資料に割印（公印によるもの）のない場合についても同様です。
- イ 照会目的及び照会の根拠法令（例：関税法119条第2項）を記載願います。記載されていない文書は返戻させていただいています。
- ウ 特に緊急を要する案件については、緊急である旨及びその理由を記載願います。ただし、業務が輻輳している場合等は御要望に応じかねる場合があります。
- エ 担当者の氏名（難読氏名についてはふりがなを含む。）及び電話番号（内線番号を含む。）を記載願います。担当者に対し、内容の確認等を行うこともあります。
- オ 多数の照会については、小口に分けた上、投函日を分散して照会願います。一度に多数の照会があった場合、他の機関からの照会との関係から、調査着手までに相当の期間を要することがあります。
- カ 原則として、「一照会書に一人の人定事項」として願います。やむを得ず、「一照会書に複数の人定事項」として照会する場合は、人定事項に「1, 2」等の項番を付して照会してください。この場合にあっても、一つの照会書に外国人と日本人の対象者が混在していると事務処理が煩雑になるため、区分して照会するよう御協力をお願いします。

(2) 照会事項別の留意事項

ア 日本人出帰国記録

(ア) 照会書には次の事項を記載願います。

① 国籍及び本籍（判明している場合）

本籍地が不明でも省略することなく、国籍を「日本」と記載してください。

② 氏名（必ずふりがなを付してください。）

判明している場合は、旅券上の英字氏名を記載してください。特に、外国人の配偶者・子である日本人、帰化日本人については、氏名が外国人のラストネーム、ファーストネームになっている場合があります。このような場合、旅券上の英字氏名が判明しないと該当する記録を検索できない場合があります。なお、2008年以降、旅券の氏名についてはヘボン式ローマ字以外の表記（例：サトウを SATOW, ジョージを GEORGE など）が多数見受けられるようになっており、ふりがなのみで照会があった場合、ヘボン式ローマ字以外の表記があった場合は調査が困難ですので、事前に旅券発給事実を確認し、旅券上の英字表記氏名を確認願います。

ふりがなが特定できず、2以上のふりがながある場合、回答を差し控えることがあります。

③ 生年月日（西暦）

④ 性別

⑤ その他参考事項

判明している場合は、旅券番号、出帰国年月日、出帰国港等を記載してください。

(イ) 旅券その他身分事項を確認する資料がある場合はそのコピーを添付願います。

(ウ) 電算入力項目（下記3（1）を参照）について回答し、その回答対象期間は、調査日の過去3年間分及び当年の調査日の前日までの期間とさせていただきます。前記期間をさかのぼる期間の出帰国記録を要する照会する場合には、照会対象期間及びその必要性を具体的に記載願います（例：「税徴収の居住者判定のため必要につき、〇〇年以降の記録が必要」、「国民健康保険加入期間算定のため必要につき、〇〇年以降の記録が必要」）。

イ 外国人出入国記録

(ア) 照会書には次の事項を記載願います。

① 国籍

判明している場合は、台湾、香港、北朝鮮等の地域名も記載してください。

(注1) 外国人に係る電算上の国籍・地域は、通常、直近の在留関係の許可時の国籍・地域に対応しています。入国後、在留関係の申請を行っていない外国人の場合は、入国時に使用した旅券に対応しています。

中国については次のとおりとなります。

中華人民共和国護照 中国

香港SAR旅券 中国(香港)

マカオSAR旅券 中国(その他)

中華民国(台湾)護照 台湾

(注2) 改正法施行前に外国人登録を行い、その後に在留関係の申請を行っていない外国人に係る電算上の国籍・地域は、外国人登録証明書上の国籍表記となります。

この場合、中国については、中国(本土)、中国(香港)、中国(その他)いずれも「中国」となります。また、台湾については、「中国」となるとき、「台湾」となるときがあります。

② 氏名

中国人及び韓国・朝鮮人については英字氏名及び漢字氏名、その他の国籍の外国人については英字氏名を記載してください。

記載方法の例

- 中国人及び韓国・朝鮮人

姓 名 (Last Name, First Name)

- その他の国籍の外国人

Last Name, First Name, Middle Name

(注) 2002年4月以降に新規入国した中国人、韓国・朝鮮人の出入国記録については、氏名表記が旅券上の英字氏名のみの場合がありますので、英字氏名を必ず記載してください。

③ 生年月日(西暦)

④ 性別

⑤ その他参考事項

判明している場合は、出入国年月日、出入国港、出入国記録番号（E D番号）、在留カード番号、特別永住者証明書番号、旧外国人登録証明書番号を記載してください。

（イ）旅券、在留カード、特別永住者証明書、旧外国人登録証明書（一定期間、在留カード等とみなされます。）その他身分事項を確認する資料がある場合はそのコピーを添付願います。

（ウ）電算入力項目（下記3（2）を参照）について回答し、その回答対象期間は、調査日の過去2年間分及び当年の調査日の前日までの期間とさせていただきます。前記期間をさかのぼる期間の出入国記録を要する場合には、照会対象期間及びその必要性を具体的に記載願います。

ウ 外国人登録記録

（ア）照会書には次の事項を記載願います。

① 国籍

判明している場合は、台湾、香港、北朝鮮等の地域名も記載してください。

② 氏名

イ（ア）②と同様に記載してください。

③ 生年月日（西暦）

④ 性別

⑤ その他参考事項

判明している場合は、外国人登録番号、居住地を記載してください。

（イ）旅券、在留カード、特別永住者証明書、旧外国人登録証明書その他身分事項を確認する資料がある場合はそのコピーを添付願います。

（ウ）外国人登録記録の電算入力期間は、1981年10月1日から2012年7月8日までとなります。また、外国人登録法廃止後は、外国人登録記録は更新されませんので、その点御注意願います。

エ 外国人登録原票の写し

（ア）照会書には上記ウ（ア）と同様の事項を記載願います。

（イ）旅券、在留カード、特別永住者証明書、旧外国人登録証明書その他身分事項を確認する資料がある場合はそのコピーを添付願います。

（ウ）1981年10月1日以降の記録のみが必要であり、かつ、外国人登録原票上

の写真を必要としない場合には、外国人登録原票の写しを照会するのではなく、上記ウの外国人登録記録のみを照会願います。

(エ) 回答の対象となる外国人登録原票は、最後に作成された外国人登録原票のみとさせていただきます。それ以前の外国人登録原票について、照会書に特段の記載があれば対応させていただきます。

(オ) 平成24年7月9日の外国人登録法の廃止に伴い回収された外国人登録原票又は既に閉鎖されていた外国人登録原票の別、閉鎖年月日、閉鎖理由及び最終登録地を記載願います（判明している場合）。

3 回答事項

電算入力事項等に基づいて回答するため、回答事項は次のとおりとなります。これ以外の事項（例：在留資格、在留期間、在留期限、在留カード若しくは特別永住者証明書の番号、有効期間の満了日又は写真等）については、当該項目及びその回答を必要とする理由について具体的に記載願います。記載がないとき又は必要性が判然としないときは、回答を控えさせていただく場合があります（一部の項目について回答を控えさせていただく場合もあります。）。

(1) 日本人出帰国記録

- ① 氏名（旅券上の英字氏名）
- ② 生年月日（西暦）
- ③ 性別
- ④ 旅券番号
- ⑤ 出帰国年月日
- ⑥ 出帰国港
- ⑦ 出帰国に航空機を利用した場合は、使用航空機便名及び乗降機地

ただし、2001年7月1日から2005年1月3日までの間は記録を取得しておらず回答できません。また、2005年1月4日以後は事前旅客情報システム（A P I S）により航空会社からこれらに係る情報の提供を受けた場合に限り記録されており、その場合に限り回答します。

(2) 外国人出入国記録

- ① 国籍・地域

② 氏名

i 中国人及び韓国・朝鮮人

(i) 改正法施行前に外国人登録を行っている場合 漢字及びカタカナ

(ii) 2002年3月以前に新規入国した場合 ((i)を除く。) カタカナ

(iii) 2002年4月以降に新規入国した場合 ((i)を除く。) 英字

ii その他の外国人 英字 (Last Name, First Name, Middle Name の順)

③ 生年月日 (西暦)

④ 性別

⑤ 住居地

⑥ 出入国年月日

⑦ 出入国港

⑧ 出入国に航空機を利用した場合は、使用航空機便名及び乗降機地

ただし、2004年1月1日から2005年1月3日までの間は記録を取得しておらず回答できません。また、2005年1月4日以後は事前旅客情報システム(A P I S)により航空会社からこれらに係る情報の提供を受けた場合に限り記録されており、その場合に限り回答します。

(3) 外国人登録記録

以下の事項に関する外国人登録記録の履歴 (外国人登録法廃止以前の情報ですので御注意ください。) を回答します。

① 国籍

② 氏名

i 中国人及び韓国・朝鮮人 漢字及びカタカナ

ii その他の外国人 英字 (Last Name, First Name, Middle Name の順)

③ 生年月日 (西暦)

④ 性別

⑤ 外国人登録番号

⑥ 居住地

⑦ 在留資格

⑧ 在留期限

⑨ 世帯主の氏名及び世帯主との続柄

(4) 外国人登録原票の写し

最後に作成された外国人登録原票の両面写し。

4 回答書の内容

回答書の内容は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の規定に基づき管理されている個人のプライバシーに係る情報であり、その内容をみだりに他人に知らせたり、不当な目的に使用したりすることのないよう、厳格に取り扱い願います。